

昭和二十四年十二月一日  
答弁第六二二号

(質問の 六一二)

内閣衆甲第一二五号

昭和二十四年十二月一日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員赤松勇君提出中国向け車両の注文流れ品の代金補償に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員赤松勇君提出中国向け車両の注文流れ品の代金補償に関する質問に対する答弁書

本件は、昭和二十二年四月中国ミツシヨンとして王氏来朝しG・H・Qに対しミカイ型蒸気機関車十五両、ミカロ型蒸気機関車五両の購入方申込があり、当時貿易庁はG・H・Qのあつ旋により本商談に関し価格、納期その他契約条件について買手と数度にわたつて交渉し、同年九月輸出許可申請書をG・H・Qに提出するまでに至つたのであるが、不幸にして商談が纏らないまままで、買手である王氏は帰国したものである。本質問書にある五両はこのときの一部である。

日本車両製造株式会社は、日本政府がG・H・Q宛提出した輸出許可申請書が承認せられない前本商談が纏ることを予期していわゆる見込生産を行い、よつて滞貨となつたものであるから、政府としては本件はなん等補償する義務は無いものと思う。

但し、メーカーの見込生産による滞貨とはいえ国内転用の困難な商品であるから、政府としてもあらゆる機会を捉え本車両の海外売込方努力中である。

右答弁する。